

マイナンバーカードを作りますか

暮らしの便利がギュッと詰まったマイナンバーカード（個人番号カード）を皆さんに利用していただくため、和歌山県と県内市町村では、11月・12月をマイナンバーカード取得推進の取組月間とし、積極的に取り組みます。【市民課】



マイナンバーカードって？

以前は、いろんな場面で本人を証明するために、運転免許証やパスポートなどが必要でしたが、マイナンバーカードがあれば、日本に住民票のある人は誰でも本人を証明することができます。

こんなに便利！！

- 運転免許証やパスポートと同じように本人確認書類として使えます。マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済みます。
- 市役所窓口に行かなくても、コンビニで住民票、印鑑登録証明書、税証明など各種証明書を取得することができます。
- イータックス（e-Tax）などの電子証明書を利用した電子申請やインターネットサイト「マイナポータル」で特定個人情報の利用状況の確認に利用していただけます。

取得推進に向けた取組み

マイナンバーカード申請補助

市民課窓口において、市職員がマイナンバーカードの申請をお手伝いすることで、気軽に取得していただけるようにします。

マイナンバー制度おはなし講座

和歌山県の職員が出張し、マイナンバー制度について分かりやすく説明します。

申請のお手伝いを始めます

マイナンバーカード普及のため、市民課窓口で気軽に申請できるよう担当職員がお手伝いをします。

- **受付時間** 月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- **申請に必要なもの**
 - ・ 通知カード
 - ・ 個人番号カード交付申請書（通知カードに同封）
 - ・ 申請者の最近6カ月以内に撮影した写真1枚
 - ・ 有効期限内である申請者の本人確認書類
 - ・ 住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）
- ※ 「交付申請書」は市民課にもあります。必要な本人確認書類など詳細は、お問い合わせいただくか市ホームページを確認してください。
- **暗証番号の設定** 窓口申請の場合は、「暗証番号記載票」の提出が必要です。
- **カードの受取り**（申請時に受付完了した場合）
申請者のみが受け取ることができる「本人限定受取郵便」で送付します。
※ 上記による申請時の書類不足や郵送などでの申請の場合は、申請者が窓口に来ていただき交付することとなります。

問い合わせ

- ・ 橋本市 市民生活部 市民課 ☎33-1131
- ・ 和歌山県 総務部 市町村課 ☎073-441-2191

和歌山県主催「マイナンバー制度おはなし講座」

和歌山県の職員が皆さんのもとに伺い、マイナンバー制度について説明します。事業者や各種団体、グループなどの研修会などにご活用ください。



- 対象**
県内在住、もしくは通勤、通学している15人以上のグループ
- 日時**（平日夜間、休日可も）
調整が必要ですが、希望に応じます。
- 費用など**（職員派遣費用などは無料）
会場使用料や会場の手配が必要です。

- 申込方法** 実施希望日の1カ月前までに郵送またはファクス、Eメールで申し込んでください。
- 申し込み・問い合わせ**
〒640-8585（住所記入不要）
和歌山県 総務部 市町村課 行政班
☎073-441-2192 ファクス073-423-2427
Eメール e0106001@pref.wakayama.lg.jp

誇りある ふるさと育む その一票

11月25日(日)は、和歌山県知事選挙の投票日です。



告示日および投票日時

告示日 11月8日(木)
投票日時 11月25日(日) 午前7時～午後8時
※ただし、杉尾、須河、谷奥深、嵯峨谷・竹尾の各投票所の投票時間は、午後7時までです。

投票所

橋本市選挙管理委員会から郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

投票できる人

平成12年11月26日までに生まれた人で、平成30年8月7日以前から本市の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている人。
※ 県外へ転出された人は、投票できません。
なお、平成30年8月8日以降に県内の他の市町村へ転出した場合、本市の選挙人名簿に登録されている人は、本市で投票できます。また、平成30年8月8日以降に県内の他の市町村から本市に転入し、前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、前の住所地の市町村で投票できます。これらの場合、県内の最寄りの市町村長が発行する証明書の提示などにより、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

投票所入場券

投票事務がスムーズに進むよう、投票所にお越しの際は「投票所入場券」をご持参ください。
なお、投票所入場券が届かなかった場合や、紛失された場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日受付で申し出てください。

選挙公報および選挙啓発チラシの配布

選挙公報や各投票所の案内図を掲載した選挙啓発チラシを新聞折込により配布します。新聞を購読していない家庭で、以前に届出をしていない場合は、別途郵送しますので、選挙管理委員会までご連絡ください。また、市役所、中央公民館、各地区公民館にも備え付けます。選挙公報は、和歌山県選挙管理委員会のホームページからも確認することができます。



期日前投票

仕事や用務のため、投票日に投票所へ行けない人は、事前に期日前投票ができます。
※ 投票所入場券の裏面の宣誓書にあらかじめ記入していただくとうかがいます。
投票期間 11月9日(金)～24日(土)
投票時間 午前8時30分～午後8時
投票場所 市役所1階 会議室B

不在者投票

- ① 不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や施設に入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができますので、早めに施設へ申し出てください。
- ② 選挙期間中、他の市町村に滞在している人は、橋本市選挙管理委員会に投票用紙などの請求を行い、交付を受けたうえで、滞在地の市町村選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。
- ③ 事前に郵便等投票証明書の交付を受け、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人は、その障がいの程度により郵便投票ができます。また、介護保険で「要介護5」に認定されている人も郵便投票ができます。

開票

開票日時 11月25日(日) 午後9時10分～
開票場所 保健福祉センター

問い合わせ

橋本市選挙管理委員会
☎33-1186